

“liberal arts”とイングランド革命—ジョン・ミルトンの場合¹

野呂有子

はじめに：

論者が「教養」という語の意味を初めて深く考えるきっかけを与えられたのは、今を去ること三〇数年前、大学に進学して間もない頃であったと記憶する。いわゆる「受験戦争」からようやく解放されて、少し精神に弛みを見せていたと思われる当時の論者に対して、亡父、金窪洋三が問いかけたのは「選抜されて大学に入学し、大学で＜教養＞を身につけるとはどういうことか？」という命題であった。それに対して論者が何と答えたかは記憶に定かではない。だが、その後続く父の言葉は今もわが胸に刻まれている。それは、「自分に与えられた資質・能力を一層鍛練し、それを社会に還元するために、言い換えれば、公共の福祉に資するためではないか」というものであった。

大学では生涯の師となった、新井明教授のもとで英文学を学び、師の研究する一七世紀英国の革命叙事詩人ジョン・ミルトン（一六〇八—七四）に開眼し、ミルトン研究者として今日に至る。その間に、父の言葉が時折、胸によぎっては、自問自答を繰り返すことになった。

「果たして自分は＜教養＞を身につけたのか？ その＜教養＞を社会に還元し、公共の福祉に資しているといえるのか？」と。一方、英語学英文学の勉強を続ける中で、「教養」という語がもともとは「人文学」の語と並んで、“liberal arts”の訳語として定着したことを学んだ。

ジョン・ミルトンは、ウィリアム・シェイクスピア（一五六四—一六一六）とも並び称される英国の文豪であり、一般的には叙事詩『楽園の喪失』（一六六七）で世に名を知られている。ミルトンはその生涯の二〇年近くを捧げて、民主主義的精神の涵養とオリヴァー・クロムウェル（一五九九—一六五八）の主導するイングランド共和制の保持に努めた。ミルトンはクロムウェル政権のラテン語担当秘書官として、母国語英語のみならず、当時の国際公用語であったラテン語を駆使して、英国国内のみならず当時のヨーロッパ先進諸国の多数の政敵と言論による闘争を行なった。彼はイングランド革命（一六四二—四九）に深くコミットし、一七世紀の国際政治の表舞台に立って、王党派と共和主義者たちとの論争の渦の中で、自らの信仰、信念、そして政治理念を英国とヨーロッパ諸国に対して弁論を通して明示し続けたのである。

そうした中で、「教養＝liberal arts」はミルトンにとってどのような意味を持っていたのだろうか。結論を先取りすれば、ミルトンは“liberal arts”の獲得こそ教育の本分とするところであり、社会を変革して民主主義的理想社会を実現するための力となると考え、それを実践し、自ら範を示した。それを証明するのが本稿の眼目である。尚、本稿ではミルトンの著作の内、『イングランド国民のための第一弁護論』（一六五一）、『イングランド国民のための第二

¹ 原題は *Pro Populo Anglicano Defensio* である。直訳すれば、『イングランド国民のための弁護論』となるが、後続の『イングランド国民のための第二弁護論』と区別するため、通称『イングランド国民のための第一弁護論』とされる。

弁護論』(一六五四)を中心に論じることとする。²

その1:

まず手短に、ミルトンが『イングランド国民のための弁護論』及び『イングランド国民のための第二弁護論』を執筆した経緯を纏めておく。(以降、それぞれ『第一弁護論』、『第二弁護論』とする。)

一六四九年一月三〇日、かつてのイングランド国王チャールズ一世は、イングランド国家への反逆者として処刑され、ここにイングランド共和制は産声を上げることとなった。その後の国内外の王党派の動きは活発であった。例えば、二月九日には早くも、イングランド国内でチャールズの礼拝堂付き牧師ジョン・ゴードン(一六〇五-六二)により、英語で『王の像』が出版され、多くのイングランド大衆の心を感傷で揺さぶり、その涙を誘った。

『王の像』出版とほぼ並行して、ミルトンは『国王と為政者の在任権』を出版したが、これが共和政府の認めるところとなり、ミルトンは三月一三日に国务会議に招かれ、一日にラテン語担当秘書官に任ぜられた。共和政府に反駁論執筆を命じられてから五か月後、ミルトンは一〇月六日に『王の像』反駁の書、『偶像破壊者』を出版した。それも束の間、翌一月には、今度は海の向こうのオランダ、ライデンからイングランドの新政権を全ヨーロッパに向かって公然と糾弾する文書が出版された。当時オランダに亡命中の皇太子チャールズに依頼されて、国際的に学識の誉れ高い、フランスの大学者クロウディアス・サルマシウス(一五八八-一六五三)がラテン語で執筆した『チャールズ一世弁護論』であった。

サルマシウスはいわゆる「^{パトリアーキ}国王家父長制」論に基づいて、チャールズ一世を弁護する。「臣民が国王に従うのは、子が父親に従うのと同様である。国王は臣民の国父なのであるから」と彼は主張する。また、「王権神授説」に基づいて「国王はそもそも神の承認を受けて統治の主権を保持する。それゆえ臣民はこれに服従する義務がある」という議論を展開する。この議論は大枠において、ロバート・フィルマー(一五八九-一六五三)の『^{パトリアーキ}国王家父長論』(一六三一年以前に執筆され、王党派間で回覧されていたという)に重なるものである。

『チャールズ一世弁護論』を放置しておけば、イングランド共和政府がサルマシウス及び王党派の主張を追認することになるのは火を見るより明らかだった。つまり、「共和政府」の実体は「まともなラテン語」で政府を弁護するほどの<教養>を備えた人物もいない未開の蛮族の集団に他ならない、というわけである。一六五〇年一月八日、国务会議はラテン語担当秘書官ジョン・ミルトンにサルマシウス反駁の書を執筆するよう命じた。

『チャールズ一世弁護論』は、序言を含めて一三章にわたるラテン語で書かれた長大な論文であった。サルマシウスは旧約聖書・新約聖書、ユダヤの古文書、ギリシア・ローマの哲学者、弁論家、政治家、諸国王、ローマ法、初代教父たちの文書、諸外国の歴史書、および当時の多様な政治論文等を総動員させて、国王家父長制および王権神授説の理論的根拠として引用し、理論武装に怠りなかった。これを論駁するためにはミルトン自身が、引用されたすべての文書に目を通し、そのコンテキストを確定し直し、サルマシウスの議論の弱点を突いて、自分の理論を構築していかななくてはならない。単に『チャールズ一世弁護論』を読んで、そのあら捜しをするだけではことは済まないのである。資料収集と検索、読了に要した時間だけでも膨大な

² テキストは、ジョン・ミルトン著、新井明・野呂有子共訳『イングランド国民のための第一弁護論および第二弁護論』(聖学院大学出版局、2003年)を定本とする。

ものであったことが推察される。すなわち、サルマシウスとミルトンとのラテン語による国際的論争は、当時の“liberal arts”の粋を凝らした真剣勝負だった、ということができる。

こうして、一六五一年二月二四日にラテン語による『第一弁護論』が出版される。サルマシウス著『チャールズ一世弁護論』出版からほぼ一年が過ぎていた。母国語英語で『王の像』反駁の書、『偶像破壊者』（一六四九）を執筆するのに五か月ほどかかったが、ラテン語による『第一弁護論』執筆にはその二倍強の歳月が必要だったわけである。

『第一弁護論』は速やかに再版を重ねた。イングランドおよび大陸の出版社により（一七世紀中だけでも）一七ほどの異なる版が出回ったということは、『第一弁護論』がどれほどイングランドおよびヨーロッパの知識人たちの間に流布したかを物語っている。（ミルトン自身が一六五八年に『第一弁護論』の改訂版を出版した。）一六五一年五月にはオランダ語の翻訳が出現した。一六五二年にはフランスのパリとトゥールーズにおいて、死刑執行人の手で公衆の面前で焚書にされ、販売禁止の命令が出された。

一六五二年九月中旬、オランダのハーグからミルトン砲撃が開始された。『王の血の叫び』と題された『第一弁護論』反駁書の著者は英国国教会の牧師ピーター・ドゥ・ムラン（一六〇一—一八四）であったが、彼は匿名で問題の書を出版した。『王の血の叫び』は、サルマシウスを偉大な学者として褒めそやし、「王権とイングランド国民とに反逆して、」共和政府の犯した「国父殺し」の罪を糾弾し、そのスポークスマンたるミルトン個人の人となりあげつらって糾弾するという内容であった。共和政府は再度反駁論執筆を自分に命じた、とミルトン自身は『第二弁護論』中で述べている。（共和政府の正式文書中には記録は残っていない。）こうして、一六五四年五月三〇日、『第二弁護論』が出版された。

その2：

『王の血の叫び』反駁の書としての性質上、『第二弁護論』にはミルトンの自叙伝的記述がしばしば散見される。この自叙伝的記述において、ミルトンは自身の執筆作品についてコメントと考察を加えており、本論考でのわれわれが考察を進める際に極めて有効である。以下、ミルトン自身の言葉を借りて、“liberal arts”に対するミルトンの理念を炙り出していくこととする。『第二弁護論』には、樹立後間もないイングランド共和制を軍事力（武力）で支えたのがクロムウェルであるなら、言論（教養）で支えたのは自分だとするミルトンの自負が示されるが、それは決して誇張とは言いがたい。³（338、377；他）

まず、医者警告にも拘わらず『第一弁護論』執筆を継続したために視力を喪失したという記述に注目してみよう。原文では、ミルトンの語りの部分はラテン語、『イリアス』からの引用部分はギリシア語で執筆されている。

わたくしがいままでに書き記してきたものについてはいかなる機会に書いたものであってもやはり、わたくしは神を呼びまつるものであります。わたくしは、その時にもいま現在も、真実にして理に適い、神のみ意志にも適っていると確信することのみを書いてきたのだと、神よ、証されよ！

さらに誓って申しあげますが、わたくしはなにも野心や私利私欲、名誉欲につき動かされたわけではなく、義務感と栄光、そして愛国心からこれらの書物をなしたのであります。国家のみならず、教会を解放するためにも全力をつくしてきたのであります。

³ 以下、同書のページ数のみ引用の後に明示する。また、本論考の記述は、前掲論文「イングランド国民のための第一弁護論、および第二弁護論」の特質とそこに現れたミルトンの英雄観」と一部重複することを前もってことわっておく。

それゆえ、『チャールズ一世弁護論』に反駁するという使命〔『第一弁護論』執筆の使命〕が政府よりわたくしに与えられたとき、おり悪しくもわたくしの健康は優れず、残されたもう片方の目も失明の危機にひんしており、もしこの務めに着手するならほどなくして両目とも失明することになると医師から警告をうけていたのでありますが、わたくしはこの警告にたいしていささかのひるみを示すこともなかったのであります。思うにわたくしは、医師の声にではなく……わが内なる神のうながしの声に耳をかたむけたのであります。思うにふたつのくじがわたくしの前にわが出生よりの定めとしておかれていたのであります。失明か、務めか。両眼失明となるか、この上なく崇高なるわが務めを断念するか、どちらかを必然的に選ばねばならなかったのであります。そのときわたくしの脳裏をよぎったのは、かのアキレウスが語るふたつの運命、母テティスがデルポイの神殿よりもち帰ったふたつの運命のことであります。

ふたつの運命が黄泉の国へとわれを導く
トロイアにとどまり戦いつづけるならば
帰還はかなわねど、わが名は不滅となろう
いまここで祖国にとってかえすなら
榮譽は失せるが、わが生命は長らえよう

(『イリアス』第九卷〔四一——一六〕)

そしてわたくしは、いかに多くの人びとが小さな善とひきかえに大難を背負いこむこととなったかに思いをいたしたのであります。すなわち、名声をえてもそれは死とひきかえだったのであります。ところがわたくしの場合はこれとはまったく逆に、小難とひきかえに大なる善を与えられることが約束されたのであります。すなわち、失明という代償だけで、この上なく光榮ある務めをなし遂げることができるのであります。そもそも、榮譽よりも務めのほうが本質的に実質的でありますから、すべての人にとって、いっそう望ましく重要なのであります。それゆえ、わたくしは、わずかの視力を提供することによって、国家にたいし最大の貢献ができるかもしれないという可能性に賭けることにしたのであります。わたくしがなにを選択し、なにを拒絶したか、またその理由がなんであったかはこれでおわかりであろう。

(368-9)

『第二弁護論』はミルトン研究者のみならず、ラテン語学者たちによっても、ミルトン執筆の散文中、さらにラテン語文学の中でも端正の極地にあるとされる作品である。訳文でそれが十分再現されたとは考えがたいが、この文章から少なくとも以下の三点が明らかとなろう。第一に、当該箇所ではミルトンが古典語(ラテン語とギリシア語)の運用能力と古典的教養を駆使して『第一弁護論』執筆の経緯を説明していること、第二に『第一弁護論』執筆の動機を、国家と教会から国民を解放するため、つまり<国民の自由を保持するため>の<神の促しである>と考え、<天命の実行=失明か、否か>という究極の選択に際し、自己の自由意志で前者を撰びとったこと、第三にそれを<愛国心=祖国愛>に基づいた、<国家にたいする最大の貢献>、すなわち<公共の福祉に資する行為>と考えているという点である。ここにはミルトンにとって“liberal arts”という概念がいかなるものであったかが、凝縮した形で提示されている。それは<自由人として、また、自他の自由を保持するために必須の教養>であり、それを行使することは<神のみ心に適った行為>であると同時に、<公共の福祉に資する>行為なのである。

その3:

それでは、『第二弁護論』中から教箇所、新井・野呂訳で「人文学^{リベラル・アーツ} and /or 自由人の学芸」と訳した語句あるいはそれに類した語を使用してミルトンが論述を進めている部分に注目してみよう。一つは当時、名君の誉れも高かったスウェーデンのクリスティーナ女王(在位一六三二—五四)に言及した部分である。

この上なく温和であられる、スウェーデンの女王陛下、文芸〔原語ラテン語では *optimum artium*〕を奨励し、文学者を庇護する献身的態度においては、この方に優る者はいまだかつてひとりもないので

あります(342)

上記引用中の「文芸」の英語訳として、『ミルトン全集』（コロンビア大学出版、一九三三年）の訳者ジョージ・バーネットは“liberal arts”を当てて、英国人人文主義者としての見識を示している。（17 ページ）また、『ミルトン散文全集』（イェール大学出版、一九六六年）の訳者ヘレン・ノースも同様に“liberal arts”の訳語を当てている。（556 ページ）当該箇所では、論敵サルマシウスは、“liberal arts”の守護者、クリスティーナ女王に招聘されて宮廷に逗留していたが、女王が『第一弁護論』を読んだ後、面目を失墜してスウェーデンを去った、という文脈で語られている。なぜなら、『チャールズ一世弁護論』とは、「キリストが命を以って買い取った人間の生まれながらの自由」を否定し、王権神授説という迷信によって、「自由人たる人類」すべてを暴君の支配下で「奴隷状態」に陥れようとする、「せり台に立たされた卑しさきわまりなき奴隷でさえもが、忌み嫌い軽蔑する邪悪な奴隷商人＝サルマシウス」（191 他）の執筆した暴政論だからであるとミルトンは主張する。

ここで、一旦、“liberal arts”が一般的に意味するところに目を転じることとしよう。そもそも“liberal arts”とは読んで字のごとく、“‘arts’ or ‘sciences’ that were considered ‘worthy of a free man’; opposed to *servile or mechanical*”、すなわち「自由人にふさわしいと考えられる文芸・学芸」を意味する。それは「奴隷や奴隷根性の、盲目的に追従する、機械仕掛けのごとき」状態とは真っ向から対立する。“liberal”の語源がラテン語の“liberalis”であり、“Pertaining to a free man”すなわち「自由人に固有の」という意味を持ち、その基となる語“libel”とは“free”すなわち「自由な、自由な状態になる」という意味だからである。以上は英国で最も権威あるとされる、*The Oxford English Dictionary* [通称、*OED*] の“liberal”の項の最初に出現する（A. 1.）の定義である。定義にはさらに続けて“... ‘becoming a gentleman’. Now *rare*, exc. of education, culture, etc., with mixture of senses 3 and 4; Directed to general intellectual enlargement and refinement; not narrowly restricted to the requirements of a technical or professional training. Freq. in *liberal arts*”とあり、限定された、ある領域に特有の訓練・知識とは一線を画する「総合的な、広い視野に立った教養・知性」を内包する語句であることが明示されている。こうした“liberal”および“liberal arts”という概念の伝統は、*OED* においては 1375 年を初出として 1973 年まで連綿と続き、用例は 26 例挙げられている。これに定義 3 の“† a. Free from restraint; free in speech or action.... 他”と定義 4 の“a. Free from narrow prejudice; open-minded, candid.... 他”の用例を加えると用例は更に増える。〔定義 3 † a. の後続部分には「16 世紀及び 17 世紀にはしばしば悪い意味で使用され……放縦な、という意味もあった」とあるが、これについては、今後の課題とし、用例を注意深く吟味して考察を深めることとする。〕

ここで『第二弁護論』に話を戻そう。新井・野呂訳で「^{リベラル・アーツ}人文学 and /or 自由人の学芸」と訳した語句が頻出するのは、ミルトンが自分の生い立ち、教育環境、当時の学問の集大成と見なされた大陸旅行に関して語る箇所においてである。

わたくしは由緒正しき家柄の出であり、ロンドンに生まれたのであります。……父の意向によりわたくしは幼少のころから^{リベラル・アーツ}人文学、自由人の学芸にはげむこととなったのであります。……父のはからいで、通常の文法学校での教育とはまた別に、家庭にも教師を招き、毎日、教育を受けることになったのであります。このようにして、わたくしが多くの言語〔ラテン語、ギリシア語、フランス語、イタリア語、ヘブライ語〕に精通し、哲学の甘き実みをじっくりと味わったのち、父はわたくしをわが国の二つの大学のうちのひとつ、ケンブリッジに入学させたのであります。そこで七年間、わたくしは^{リベラル・アーツ}廉直の人びとすべてに認められ、不名誉とはまったく無縁に、伝統的な規律と人文学にひたすら精進し、文字通り「^{クムラウデ}称賛のことば」とともに〔優等で〕修士号を獲得したのであります。それからわたくしは、

……みずからの自由意志で……わが家に戻ったのであります。現役を退いて老年を過ごしていた父の田舎の家で、わたくしはギリシア・ローマの作家の研究にひたすら邁進し、こころゆくまで堪能したのであります。……このようにして五年の歳月が過ぎたころ……わたくしに諸外国、とくにイタリアを見聞したいという気持が強まってきたのであります。そし父の承諾を得て、従者をひとり伴い、わたくしは旅立ったのであります。……フィレンツェはその地のことばと気質がともに優美であるために、つねにわたくしが他の都市にさきがけて敬慕してやまない都市であります……まもなく、地位も学識もなみはずれて優れた多くの紳士たちと親交を結び、彼らの開催する私塾に足しげくかよったのであります。この学びの場こそ^{リベラル・アーツ}人文科学〔自由人に相応しい学芸〕友好的交わりを促進し、奨励するものとして大いに称揚されてしかるべきであります。（394-396）

ここでミルトンは自分が幼少時より成人に至るまで、一貫して人文主義的教育を受けたことを強調し、それが『第一弁護論』、『第二弁護論』その他、＜自由＞を守る論文執筆の精神的背景となっていることを明らかにしている。引用文中で下線を引いた「^{リベラル・アーツ}人文科学 and /or 自由人の学芸」という訳語の原語と二つの英語訳、それに新井・野呂訳を以下に表にして整理してみよう。

	ミルトン原語ラテン語	コロンビア版	イェール版	新井・野呂訳
1	optimarum artium	liberal arts	liberal arts	文芸
2	humaniorum literarum	polite learning [humanities]	study of literature	人文学（リベラル・アーツ）、自由人の学芸
3	disciplinis atque artibus tradi	the usual course of discipline and of scientific instruction	traditional disciplines and liberal arts	伝統的な規律と人文学（リベラル・アーツ）
4	litteras humaniores	humane studie [humanities]	polite letters [humanities]	人文学（リベラル・アーツ）〔自由人に相応しい学芸〕

まず最初に、“liberal arts”を手許の『新英和大辞典』（研究社、1960年）で調べると、「(中世の)文芸、学芸（文法・論理学・修辞学・算術・幾何・音楽・天文の七科）；（近代の大学の）教養学科（語学・自然科学・哲学・歴史・芸術・社会科学などを含む）」とされている。それに続けて語源の説明があり、もともとラテン語で“artes liberales”とは“arts of freemen”の意味であり、「ローマ時代に“liberi”(freemen「自由民」)だけが習得を許された学芸」と規定されている。次に、同辞典で“polite learning”を参照すると、「(高雅な趣味と高尚な理想を学ぶ)人文学(humanities)」とある。三点目として、“the usual course of discipline and of scientific instruction”中の“scientific”が“science”の形容詞形であることは言うまでもないが、“science”とはもともと「学問」を意味する語であり、“liberal science”と言えば「自由学(科)」、(中世の)学芸(liberal arts)」を意味していた。第四に、“humane studies”について言えば、humaneは「(学問・研究などが)人を高尚にする、優雅な」とあり、“humane studies”には「人文学科」の訳語が与えられている。五点目として、同辞典で“polite letters”は「純文学」と訳されているが、“letters”に“learning”の意味があるため、ここでは“polite learning”と同意、すなわち「人文学」の意と解される。従って表にあるすべての英語訳された語句は、

「humanities,すなわち人文学」の同意語・ヴァリエーションとして理解するのが妥当であろう。最後に“humanities”であるが、同辞典で「一般教養、人文学」さらに、「主にギリシア・ラテンの古典文学、また社会科学や自然科学に対し文学・哲学・芸術などの科目」とある。

新井・野呂訳において当該ラテン語を「人文学」と訳した場合は一貫して「リベラル・アーツ」とルビを振り、必要と思われる場合は「自由人の学芸」というように同格で補足したり、〔自由人に相応しい学芸〕というように鍵括弧で説明を補ったりしている。理由の一つは、コ

ロンビア訳、イェール訳が共に“liberal arts”という英訳を与えている場合があること。二つ目には、ミルトンが人間とはそもそも「神の法により、生まれながらにして自由である」と考えている為に、「人間についての学問」すなわち「人文学」がミルトンにとっては必然的に「自由人による、自由人のための、自由人についての学問」になると考えざるを得ないからである。「人間がそもそも自由である」というミルトンの理念の根拠となる一節を『第一弁護論』から引用してみよう。

……キリストが、臣従するものの姿のみならず奴隷の姿にも身をやつされたこと、そのおかげでわれわれが自由の人となれたことは、だれもがみな知るところであります。ここで申します自由とは、内的自由だけではなく市民的自由をも含めたものとしてご理解いただきたい。……キリストご自身が、暴君どもの支配下に、人として生まれ、奴隷となり、受難という代価を支払って、われわれに真実の自由を買い与えてくださったのであります。……キリストは、ご自身が奴隷に身をやつすという代価を支払って、われわれのために、市民的自由をも含めて、確固たる自由の礎を築いてくださったのでありますから。……これだけは疑いようもないということがあります。それはつまり、ペテロがともかくも「子ども」であり、したがって自由の身であったとすれば、われわれもまた、キリストの権威によって、市民としてもキリスト教徒としても自由であるということでもあります。……われわれの自由はカイザルのものではなく、生まれながらにして神より賜わった贈り物なのであります。カイザルから与えられもしなかった自由をみすみすカイザル〔暴君〕にひき渡すがごときは、愚劣この上なき所業であり、そもそもの人の創造にかんがみて、至極不似合な所業であります。人の顔と容貌とを眼を凝らして見つめ、どなたの似姿がそこに見い出されるかと問えば、だれもが即座に「神の似姿」と答えるにちがいません。それゆえ、われわれは神ご自身のものであり、真実の意味で自由であり、ただ神からだけ賜わった存在なのでありますから、たんなる人にすぎず、ましてや、不法で不信心で暴君であるカイザルなどに、自分自身を奴隷として売り渡すなどということをおわれわれがすれば、必ずそれは邪悪この上なき流神の所業となるのであります。（72-76）

『第一弁護論』および『第二弁護論』において、ミルトンは十七世紀ヨーロッパ先進諸国の知識人たちを観客とする、“liberal arts”の粹をこらした言論による真剣勝負の場を設定する。そして、様々な議論・論証を武器として論敵たちに一騎討ちの戦いを挑む。この〈弁論による決闘〉の争点となるのは“liberty”すなわち「自由」なのである。ミルトンはさまざまなイメージを駆使して、論述の力によって「人のうちに潜む迷信」という「内なる敵」を成敗し、武力では回復しえない「内的自由」を読者とともに回復するという作業を進めていく。

ミルトンにとって〈自由〉とは神から授けられた生得的権利であった。人びとはこの〈自由〉を保持するために共同体を形成し、共同体の中から為政者を選出して他の者を統治させたが、為政者たちが信任を裏切り、職権を濫用して私利私欲に走ったり、共同体の福利を損なった場合—すなわち公共の福祉に反した場合—には共同体は彼らを罷免して罰したのであり、これは「自然の法」にも「神の法」にも「正しき理性」にもかなうことであつたとミルトンは考える。さらにミルトンは、自主的・自立的な営みとしての人びとの結集を、共同体成立の根源に見ている。そして、その中で「勇気と知恵」において他の者に優る者がいた場合、これに権限を委託して、全体を統率させる。それがたまたまひとりであつた場合が国王の起源となる。ここには「公共の奉仕者」としての為政者の概念が明確に存在する。それと同時に、ここには契約を介在させた権限委託の概念が見える。共同体の利益に奉仕させるために選任された者が、公共の利益に反する場合には罷免されるのが「自然の法」にかなう、とするミルトンの契約思想はきわめて近代的である。この点については、トマス・ホッブズ（一五八八—一六七九）の契約思想とミルトンの契約思想は異なっている。『リヴァイアサン』（一六五一）においては、「国家設立の信約は各人と各人との信約であつて」けつして為政者と共同体の契約ではないからである。ミルトンの契約思想からは、共同体による為政者への権力委託と、契約違反のさいの権力剥奪が当然の帰結として想定されるが、ホッブズの場合、権力は為政者に完全に委譲さ

れ、各個人は国家に支配されるがまま無力な存在となる。

そして、ミルトンの思想に従えば、キリストの贖いをとおして神のイマゴたる「正しき理性」が共同体の構成要員すべてに応分に与えられ、各自が神の摂理を理解する道が備えられているのである。人びとは「正しき理性」を働かせて、常に自由を守り育てていかねばならない。ここで必要となるのが、ミルトンの考える“liberal arts”であり、その為の教育システムである。その詳細についてはまた稿を改めて論じることとしたい。⁴

おわりに：

ミルトンは共和制末期の一六五八年、クロムウェル亡き後、瓦解寸前の共和政府の要人たちを再度鼓舞し、革命直後のあの理想に燃えていた精神を回復させたいと願って『第一弁護論』を加筆・再版した。さらに、チャールズ二世の帰還を目前に控えた一六六〇年二月もしくは三月、『自由共和国樹立の要諦』を執筆して理想的な共和制のあり方をイングランド国民に訴えた。さらに、どうしても王政が避けられないなら、スチュアート家から国王を迎えるのではなく、新たに国王を選出することを『先頃のある説教にかんする短い注記』で提案した。

王政復古の後、クロムウェルの遺体が絞首刑にされて曝しものになったり、共和政府の要人が亡命したり、残酷に処刑されたことを考慮すると、ミルトンはこの時、命をかけて〈自由〉を守ろうとしたと言える。事実、王政復古後、彼は逮捕され、一時は処刑も考えられたという。ミルトンは成立間もないイングランド共和制を弁護する作業に視力を捧げ、瓦解直前の共和制にあって共同体の理念を護持するために命を賭けようとした。

王政復古阻止は叶わなかったものの、ミルトンが守ろうとした〈自由〉および共同体理念のともしびはけっして消えることはなかった。「法のもとの万人の平等。人は生れながらに神により〈自由〉を与えられていること。政府および為政者はこうした国民の権利を保持するための公的機関であり、公共の奉仕者なのであること」という理念は、ジョン・ロックに継承され、名誉革命、アメリカ独立宣言、フランス革命、南北戦争中のリンカーンの演説、ケネディ大統領の就任演説、敗戦後の祖国に天からの贈り物として与えられた日本国憲法、そしてスッチー女史の演説の中に脈々と流れ、今日のわれわれに受け継がれているのである。われわれが今日の祖国の危機的状況にあって、「正しき理性」を働かせて〈自由〉を保持するために、“liberal arts” / “humanities” をどう学び、どう教え、どう生かしていくべきかがいま真剣に問われている。

その他の参考文献：

The Oxford English Dictionary (Oxford University Press, 1933; rpt. 1970)

『新英和大辞典』 (研究社、1960年)

The Works of John Milton, Vols. VII, VIII, ed. Frank Allen Patterson (New York: Columbia University Press, 1932, 1933).

Complete Prose Works of John Milton, Vol. IV, ed. Don M Wolfe (New Haven: Yale University Press, 1966).

⁴ ジョン・ミルトン著 私市元宏・黒田健二郎共訳『教育論』 (未来社、1984年) 及びジョン・ミルトン著『英国史』を参照のこと。